

史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託概要

1. 委託概要

(1) 名称

史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託

(2) 目的

国指定史跡である比恵遺跡の整備基本計画を踏まえ、当該史跡指定地の活用の方策について検討するとともに、整備の基本設計を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月16日(火)まで

(4) 履行場所

福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センター

2. 業務内容

(1) 与条件の整理及び活用コンセプトの検討

遺構の保存や史跡指定地周辺との調和を前提に、史跡の活用コンセプトを検討し、整備に係る課題を整理すること。また、各種設計条件の課題の整理、史跡指定地内で確認されている調査成果と整備内容との整合性の確認、及び各種設計基準の抽出確認を行う。

(2) 整備検討業務

① 整備の方針、内容等の検討

「2. 業務内容(1)与条件の整理及び活用コンセプトの検討」を踏まえ、整備の方針、内容等を検討し、整備計画を作成する。

② 史跡エリアのゾーニングと諸施設や展示手法等の検討

周辺環境とも調和する、史跡指定地内のゾーニングと動線を確認のうえ、園路や広場等を含む造成、便益施設、遺跡の価値を効果的に伝える展示手法等を検討する。

なお、史跡の本質的価値である、古墳時代の倉庫と柵については、復元にも資する歴史建築学的な検討を行い、展示手法等に活かすものとする。

③ 各種設計図及び基本設計に係る資料の作成

全体配置図、平面図、立面図、主要断面図、イメージパース図等の作成を行う。

④ 概算事業費の算出及び事業計画等の作成

概算事業費の算出、事業計画表・基本設計説明書等を作成する。

⑤ 関係機関との調整

3. 委託成果品

(1) 整備活用検討に係る報告書(電子データ一式、出力紙2部)

(2) 基本設計図書(電子データ一式、出力紙2部)

(3) 基本設計概要書(電子データ一式、出力紙2部)

※電子データについては、Excel、Word、イラストレーター等の元データ(修正可能なもの)及びPDF形式で、図面についてはJWW-CADで読み込み可能な形式(JWW形式、DXF形式、SFC形式)及びPDF形式とすること。

4. 打合せ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録・作成し共有すること。

- ・当初：業務着手時
- ・業務期間中：1回以上/月（必要時応じ随時）
- ・最終：成果品納入時

5. 参考資料の貸与について

受託者に対して、業務の遂行上必要となる資料については、監督員と協議の上、別途貸与するものとする。

6. 所有権並びに著作権

成果品及び委託業務で得た資料の所有権および著作権については、福岡市に帰属するものとする。

7. その他

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に通知するとともに、正確・丁寧にこれを行うこと。
- (2) 業務の遂行にあたって、受託者は関係法令や契約書、本仕様書を順守するとともに、監督員と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたって、受託者は打ち合わせ記録簿に協議内容を簡潔に記載し、監督員に提出すること。
- (4) 業務の遂行にあたって、必要な資料の収集等は受託者が行うものとし、本市は業務の遂行上の協力を行う。また、受託者は本市から貸与を受けた資料は一覧表を作成し、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 本業務における成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は、本市に帰属する。受託者は、本市の許可なく成果物等を、公表または第三者に貸与してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- (7) 本業務の遂行にあたって知り得た情報等について、本市の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、本業務の完了後も同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行うこと。なお、訂正に要する費用は受託者の負担とする。
- (9) 業務の一部を再委託する場合は以下のことに留意すること。
 - ・受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - ・受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- (10) 業務全般を通して、個人情報取り扱いには十分に留意すること。
- (11) 業務にあたっては、『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（文化庁文化財部記念物課監修）に基づき、以下の図書を参照して実施すること。
 - ・国指定史跡比恵遺跡整備基本計画
 - 【参考URL】 <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/news/detail/458>
 - ・『比恵遺跡 第8次調査概要』（福岡市埋蔵文化財調査報告書第116集）
 - ・『比恵29－比恵遺跡群第72次調査概要－』（福岡市埋蔵文化財調査報告書第663集）
 - 【参考URL】 <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja>